

宿泊約款について

①適用範囲

【第1条】

- ①.当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約、及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところのものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習にするものとします。
- ②.当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

②宿泊契約の申し込み

【第2条】

- ①.当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1).宿泊者名
 - (2).宿泊日及び到着予定時間
 - (3).宿泊料金(※原則として別表第1の基本宿泊料金による)
 - (4).その他、当館が必要と認める事項
- ②.宿泊客が、宿泊中に前項2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理いたします。

③宿泊契約の成立等

【第3条】

- ①.宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- ②.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として、当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。

③ 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び、第 18 条の規定を適用する事態が生じた場合は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。

④ 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失います。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

④ 申込金の支払いを要しないこととする特約

【第 4 条】

① 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることとする。

② 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

⑤ 宿泊契約締結の拒否

【第 5 条】

① 当館は次にあげる場合はにおいて、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき

(3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるとき

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

(ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

(ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき

(9).山梨県旅館業法施行条例 3 条の規定する場合に該当するとき

⑥ 宿泊客の契約解除権

【第 6 条】

- ① 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- ② 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第 3 条 第 2 項目の規定により、当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます）は、別表第 2 項にあげるところにより、違約金を申すただし、当館が第 4 条 第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- ③ 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 8:00（※予め、到着時刻が明記されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

⑦ 当館の契約解除権

【第 7 条】

- ① 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる。または、同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団員又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災など、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 山梨旅行業法施行条例 3 条の規定する場合に該当するとき

(8).寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、
その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災防止上必要な物に限る)に従わないとき

②.当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、
宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

⑧宿泊の登録

【第 8 条】

①.宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1).宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2).外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び、入国年月日
- (3).出発日及び、出発予定時刻
- (4).その他、当館が必要と認める事項

②.宿泊客が第 12 条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする
予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

⑨客室の使用時間

【第 9 条】

①.宿泊客が当館の客室を利用できる時間は、午後 3 時から翌朝の 10 時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には到着日及び、出発日を除き、終日使用することができます。

②.当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

1 時間毎 1 部屋 2,000 円(税別)

⑩利用規則の遵守

【第 10 条】

①.宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

⑪営業時間

【第 11 条】

①.当館の主な施設等の営業時間および、その他の施設等の詳しい営業時間は下記の通りです。

- | | |
|-------------------|--|
| (1).フロントなどのサービス時間 | イ. 門限：午後 12:00 / ロ. フロントサービス：午前 6:00～午後 11:00 |
| (2).飲食等(施設)サービス時間 | イ. 朝食：午前 7:30～午前 9:00 / ロ. 夕食：午後 6:00～午後 8:30 |
| (3).付帯サービス施設時間 | イ. 売店：午前 7:00～午後 9:00 / ロ. 5 階スカイラウンジ：午前 7:30～午後 |

②.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

⑫料金の支払い

【第 12 条】

①.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 にあげるところによります。

②.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなどこれに代わり得るもの、宿泊客の出発の際又は、当館が請求したとき、フロントに置いて行っていただきます。

③.当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

⑬当館の責任

【第 13 条】

①.当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、
または、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。

ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

②当館は、万が一の火災に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

⑭契約した客室の提供ができない時の取り扱い

【第 14 条】

①当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

②当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、旅館の責めに帰すべき事由がないときはその補償料を支払いしません。

⑮寄託物等の取り扱い

【第 15 条】

①宿泊客がフロントにお預けになった物品、又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償いたします。

ただし、現金及び貴重品については当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった場合は、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。

②宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品、又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償いたします。

ただし、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償いたします。

⑯宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

【第 16 条】

①. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって宿泊客がフロントにおいてチェックインをする際にお渡しいたします。

②. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警署に届出をします。

③. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

⑰ 駐車場の責任

【第 17 条】

①. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

⑱ 宿泊客の責任

【第 18 条】

①. 宿泊の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

⑲ 別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条 第 1 項及び、第 12 条 第 1 項)

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1). 基本宿泊料金(客室料+夕食・朝食)

	追加料金	(2).追加飲食(朝食・夕食以外の飲食料)及び、その他の追加料
	税金	(3).諸税、入湯税

備考①.基本宿泊料は別に提示する料金表になります。

備考②.子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の 70%、
3 歳～未就学児 大人の 50% / 0～2 歳 無料

⑳別表第 3 違約金(第 6 条 第 2 項関係)

	不泊 (連絡なし)	当日	前日	2～3 日前	4～6 日前
お一人につき	100%	80%	50%	30%	20%

①.%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

②.契約日が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

③.団体客(15 名様以上)の一部について契約の解除があった場合、
宿泊の 10 日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における、
宿泊人数分の 10%(※端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。